



生活保護減額 国に賠償命令

名古屋高裁 初の判断

愛知県内の生活保護利用者13人が国や名古屋市など3市を相手取り生活保護基準引き下げ処分の取り消しを求めた「新生存権裁判」(この中のひとで裁判)の控訴審判決が30日、名古屋高裁でありました。長谷川恭弘裁判長は原告が敗訴し過失があると判断。「受けた一審判決を受け、引き下ろし、一連の訴訟では初めて、国にそれ国家賠償責任を認めました。

とした原告会の統計「生活扶助相手TOP-1(消費着物価指数)」について、「学術的な裏付けや論理的整合性を欠いた独自の指標」と断じ、「市も下げ処分は生活保護法に違反するだけでありました。原告は余裕のない生活を強いられてきた」として国家賠償責任を認めました。

原告は「恣意的な計算方法を用いて、物価指標が引き下ろされた。『物価偽装』そのものだ」と主張しました。

控訴審判決は原告が逆転敗訴した大阪高裁(4月)反訴すると訴えてきました。控訴審では国からの反論はあ

りませんでした。

裁判所前で「現金賠償」が掲げられると、轟きあがりました。報告

11年の「物価下落率」は、原告会の統計では4・78%ですが、総務省が出す一般的な統計では2・35%であ

り、倍以上の差があります。原告は「やりとりの悪いをしてきた。やっと報われた。本当にありがとうございました」と謝意を述べました。

内河憲一弁護団長は「慰謝料まで認められ、心を打つ人間らしい判決。この判決を現実にするため、たたかいを続けていく」と話しました。

た。

→関連②面

長谷川裁判長は、国が市に続き2件目。全国29地裁で同様の訴訟があり、國の

りませんでした。